

収 穫 調 査 委 託 契 約 書 (案)

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (角館地区1) (秋田森林管理署)	124.73	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

2. 契約期間

自 契 約 日 の 翌 日

至 令 和 8 年 1 月 30 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙1のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 松浦 安剛（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） (住所) 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
(氏名) 分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

受託者（乙） (住所)
(氏名)

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	角館	分収造林	1006と01	1.21	690	皆伐	100	直径毎木	復命書提出期限 令和7年7月31日
2	宮田	国有林	1055い	10.00	3,134	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限 令和7年7月31日
3	宮田	国有林	1062ほ	25.08	3,200	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
4	宮田	国有林	1062ほ01	2.89	333	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1062ほ襲用
5	宮田	国有林	1062ほ02	1.53	302	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	
6	宮田	国有林	1062ほ04	2.94	435	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	1062ほ2襲用
7	宮田	国有林	1062ほ05	0.40	76	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	1062ほ2襲用
8	宮田	国有林	1062と	27.89	3,443	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	1062ほ2襲用
9	宮田	国有林	1062と01	4.61	460	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
10	宮田	国有林	1062ぬ	5.51	1,088	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)	
11	宮田	国有林	1062ぬ01	2.33	231	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1062れ襲用
12	宮田	国有林	1062る	3.15	1,126	皆伐	100	標準地(簡標)	
13	宮田	国有林	1062か	3.18	389	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
14	宮田	国有林	1062れ	0.85	143	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
15	宮田	国有林	1062れ01	0.25	44	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1062れ襲用
16	宮田	国有林	1062ふ	10.16	1,371	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	1062こ襲用
17	宮田	国有林	1062こ	9.25	1,511	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	
18	宮田	国有林	1063わ	0.50	41	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
19	宮田	国有林	1063わ01	0.62	52	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	1063わ襲用
20	卒田	分収造林	1155に	2.25	952	皆伐	100	直径毎木	

調 査 内 訳 書

番号	森林管 理署等	調査場所		予定 面積 (ha)	予定 材積 (m ³)	伐採種	伐採 率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
21	卒田	分収造林	1155に01	0.43	313	皆伐	100	精密毎木	
22	卒田	分収育林	1177ち	4.59	5,100	皆伐	100	直径毎木	
23	卒田	分収育林	1177ち01	2.43	2,001	皆伐	100	直径毎木	
24	卒田	分収造林	1179ま01	0.39	237	皆伐	100	精密毎木	7月31日期限
25	卒田	分収造林	1180と	2.29	727	皆伐	100	直径毎木	
	合計			124.73	27,399				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。